

# 北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成31年1月8日)

開催日及び場所		平成30年12月7日(金曜日) 第2会議室			
委員		大滝裕子 (大滝裕子税理士・行政書士事務所) 増谷康博 (朝倉・木下・増谷法律事務所) 辻芳晃 (辻公認会計士事務所)			
審議対象期間		平成30年7月1日～平成30年9月30日			
審議対象案件		231件 うち、1者応札案件94件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		16件 うち、1者応札案件9件 (抽出率6.9%) (抽出率9.6%)  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件 2件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		0件	
	業務	一般競争		4件 うち、1者応札案件 0件  契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
簡易公募型プロポーザル			該当なし		
標準型プロポーザル			該当なし		
その他の随意契約			0件		

物品・ 役務等	一 般 競 争	8件 うち、1者応札案件 7件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	0件
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	1 公共工事も含め全体的に落札率が従前より低下しているように感じるが、季節的な要因によるものか。	1 応札者の数も多いことから競争性が働いたものと考えられ、季節的な要因は考えられない。
	2 造林事業（C16・C17）において、落札率が60%台や60%を下回る物件があるが、適切に事業は実行されているのか。また、落札率に下限的なものはあるのか。	2 総合評価落札方式により担保されている。また、落札率に下限はないが予決令第85条により調査基準価格を設定しており、調査基準価格を下回った場合には予決令第86条により、入札者からの事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い落札者を決定することとされている。
	3 物品役務抽出案件の収穫調査（F1・F3）について、指定調査機関は何機関あるのか。	3 指定調査機関に指定されているのは、全国で20機関、北海道はその内の5機関である。 【指定調査機関（北海道内）】 ・一般財団法人 日本森林林業振興会 ・一般社団法人 日本森林技術協会 ・一般財団法人 北海道森林整備公社 ・一般財団法人 森林・林業調査研究所 ・一般社団法人 森林計画センター
4 物品役務の雨合羽（F86）と安全ゴム長靴（F87）について、落札率がどちらも50%台と低いが、予定価格は一般の流通価格を参考としているのか。	4 予定価格は、一般の流通価格により設定している。また、落札率については、まとまった量の発注により入札価格が抑えられたものと考えられる。	

	<p>6 9月6日に発生した胆振東部地震により、今後、北海道森林管理局管内の公共工事発注は増えるのか。また、工事の発注が増えた場合は単価に影響はあるのか。</p>	<p>6 民有林での被害地が多かったことから、国有林での工事発注は無いが、今後、民有林の復旧工事が増えることで、資材の不足・高騰、労働者不足により、工事関係の不調不落が懸念される。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。</p>	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

## 北海道森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成30年12月7日（金曜日） 第2会議室			
委員	大 滝 裕 子 （大滝裕子税理士・行政書士事務所） 増 谷 康 博 （朝倉・木下・増谷法律事務所） 辻 芳 晃 （辻公認会計士事務所）			
再苦情申立概要	申立日	件 名	契約方式	契約月日
	該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				